

青梅市学童保育所の指定管理者の指定について

青梅市学童保育所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

1 公の施設の名称

青梅市第一学童保育所
青梅市第三学童保育所
青梅市第五学童保育所
青梅市第六学童保育所
青梅市今井学童保育所
青梅市藤橋学童保育所
青梅市吹上学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都国分寺市光町二丁目5番地1
株式会社こどもの森

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで